

公募設置等指針等に関する質問・回答

| No. | 資料該当箇所 | 質問 | 回答 |
|-----|-----------|---|---|
| 1 | 公募設置等指針P1 | 「萬松園活用基本構想」の内容や策定プロセス、策定にあたり参画されたメンバー等がわかる資料は公開可能か。 | 公開可能です。本HPにて公開します。 |
| 2 | 公募設置等指針P2 | 山代温泉の年間宿泊数は、何年度の数値ですか。また、コロナ化の宿泊数でない場合、近年の宿泊数を教えて下さい。 | 平成30年度の数値に対して約10.5%と記載しています。また、下記URLに近年の加賀市観光統計の資料を公開しておりますので、ご参照ください。 https://www.city.kaga.ishikawa.jp/soshiki/sangyoshinkou/kankokouryu/kankoudata/1845.html |
| 3 | 公募設置等指針P2 | 整備コンセプトのひとつに「自然環境を享受するために先端技術を取り入れる」とあるが、「自然環境を享受するための」の意図があるのであればご教示いただきたい。 | 公園区域の一部が風致地区であり、自然の風致を維持保全する場所となっています。その豊かな自然を身近に感じる為に加賀市が進めるスマートシティの技術を取り込む意図があります。 |
| 4 | 公募設置等指針P2 | 整備コンセプトのひとつに「あいうえおと学びの要素を取り入れた魅力づくりを図る」とあるが、この取組を推進してきた山代温泉観光協会や山代温泉旅館協同組合は、本事業に対してどのような立ち位置か。本事業の実施にあたり、連携・協力することは可能か。 | 山代温泉観光協会及び山代温泉旅館協同組合に、サウンディングを行っており、両団体で推進している、「あいうえおの郷構想」の要素を基本構想に取り入れております。また、事業実施にあたっての連携・協力については、両団体に確認しております。 |
| 5 | 公募設置等指針P2 | 年間想定公園利用者数76,000人について、加賀市観光統計によると、山代温泉の宿泊施設入込客数は令和元年748,414人に対し令和3年322,586人と67%減少している。コロナ禍の影響はまだ続くと見込まれる中、過大な設定となっており、公募対象公園施設の収支計画にも大きく影響するが、利用者数の想定を下方修正することは可能か。 | コロナ禍ではない年の数値を参考に策定した目標値となっていますので、76,000人以下の数値を提案いただくことは可能です。提案いただいた数値で収支計画をたてていただければと思います。 |
| 6 | 公募設置等指針P4 | ベンチは公募対象施設で間違いはないでしょうか。 | P13の便益施設に記載しておりますが、園内の適当な位置に固定式のベンチを特定公園施設として設置してください。 |
| 7 | 公募設置等指針P4 | 駐車場に関しては有料であれば公募対象、無料であれば特定公園施設という認識で問題ないでしょうか。 | 有料、無料について、特定公園施設、公募対象公園施設の分けはありません。ただし、特定公園施設とした場合は、条例に設定した金額を超えて料金を徴収することはできません。 |

| | | | |
|----|-----------|---|---|
| 8 | 公募設置等指針P4 | 特定公園施設として展望台が示されているが、廃旅館が残存しており眺望がない中、何を展望するのか。駐車場側の谷筋という理解で良いか。将来的に廃旅館が撤去されたあとのことは、現段階では考えなくてよいか。 | 谷筋を眺望する方法や廃旅館よりも高い展望台を作る方法など、より良い方法をご提案をいただければと思います。また、廃旅館の解体については現段階で考慮しなくてよいです。 |
| 9 | 公募設置等指針P5 | 第2回サウンディング型市場調査で「この事業に興味がある企業とのマッチングの機会が欲しい」という意見に対し、「了解した」との市の回答があるが、今後マッチングの機会はあるのか。 | H Pにて公開しているサウンディング参加事業者リストから連絡先を記載してある企業については、お声がけいただけます。ご連絡先が記載していない企業につきましては、当市にご連絡いただければ、お問合せさせていただきます。 |
| 10 | 公募設置等指針P5 | 第3回サウンディング型市場調査で「合築の場合、1,2階とも特定公園施設で、2階部分を民間が賃借することは可能か」という問いに対し、「今後検討する」との市の回答があり、方針を示していただきたい。 | なお、公募対象公園施設と特定公園施設の整備範囲を明確にし、整備費内訳上も区別する必要があります。。 |
| 11 | 公募設置等指針P5 | 第3回サウンディング型市場調査で「入場料などは取れるのか」という問いに対し、「条例に定めなければいけない。儲かるような金額は設定できない」とのことであるが、具体的にいくらであれば徴収してよいか。 | 入場料（使用料）により施設の整備費を賄うほどの金額を徴収することはできません。例えば、文化施設であれば、施設の管理運営費の内、経常的管理運営費（人件費、物件費、役員費）に係る利用者一人当たりの金額の半分を受益者負担金として徴収することができると考えます。 |
| 12 | 公募設置等指針P6 | 特定公園施設の設計・建設、譲渡とあるが、譲渡する際の成果物（設計業務、建設工事）はあるのでしょうか、ある場合は提出が必要な資料のリストを提示願います。 | 成果物として提出していただくのは以下のとおりです。 【設計業務】 図面、数量表、内訳、単価根拠資料（見積り等） 【建設工事】 完成写真、工事写真、竣工図、各種試験結果等公募指針P10に記載する各種工事管理基準に記載する書類 |
| 13 | 公募設置等指針P8 | 基本協定締結後、10年以内に開業を行うようになっていますが、特に工事着手などは、事業者の進捗状況に応じて、10年以内であればいつでも宜しいでしょうか。また、公募対象施設の設置及び管理開始は、令和8年4月とありますが、これは、設置が完了していないといけないという事でしょうか。 | 令和7年6月から令和8年4月までの間に供用開始（特定公園施設・公募対象公園施設共）していただくこととなり、具体的な時期に関しては設計・施工期間等を含めてご提案いただければと考えます。 |

| | | | |
|----|---------------|--|---|
| 14 | 公募設置等指針P8 | 工事着手が令和4年9月となっているが、先行して整備しなければならない制約や、年度ごとの工事出来高の制約はあるか。 | 本事業は社会資本整備総合交付金を活用して令和4年度から7年度の4カ年で事業を予定していますので、市が負担する事業費を概ね4分割して配分しています。単年度ごとの出来高払いを原則としています。出来高不足となった場合は翌年度に繰越すことが可能です（2カ年繰越すことはできません）。よって、着手については、令和4年度の事業費の出来高を、令和5年度末までに上げていただく制約があります。また、年度ごとに配分した事業費についても、原則年度ごとに出来高として上げていただく必要があります。 |
| 15 | 公募設置等指針P8 | 8. 事業スケジュール令和4年9月より工事着手（設計及び建設）とありますが、設計期間が年度をまたいでしまう場合は、建設工事着工は、令和5年度4月以降としても問題ないでしょうか。 | No. 14の回答で記載した制約を遵守していただければ問題ありません。 |
| 16 | 公募設置等指針P8 | 公募対象公園施設の設置許可の更新は、令和24年3月以降も可能でしょうか。 | 可能です。 ただし、建蔽率の緩和は受けられなくなります。 |
| 17 | 公募設置等指針P10 | 公募対象公園施設の使用料の下限300円/㎡年以上とありますが、建物が建っている部分の面積に対しての費用と考えて宜しいでしょうか。 | 原則、建物が建っている部分の面積となりますが、建物に必要な設備で公園敷地を占有するものについても対象となる可能性が有ります。詳細については協議が必要です。 |
| 18 | 公募設置等指針P11 | バリアフリーや移動円滑化は園路すべてででしょうか。園路の定義はなんでしょうか。 | 当公園用地は丘陵地であり、前面道路から頂上まで48mの高低差があるため、全ての園路をバリアフリーや移動円滑化などの基準に基づいた園路勾配とすることは困難です。 できる限り6%の勾配としたいところではありますが、駐車場から多目的広場付近（管理事務所）まではバリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した計画となるようご提案お願いいたします。 |
| 19 | 公募設置等指針P12、13 | 遊歩道は山頂まで整備することは必須でしょうか。既存の「あいうえお小径」も山頂までつづいており、機能的には重複しています。遊歩道の整備計画を考えていくうえで、遊歩道の目的や空中回廊とする趣旨を具体的に教えていただけないでしょうか。 | 「あいうえお小径」の機能を利用することは可能ですが、遊歩道（空中回廊）は「あいうえお小径」との回遊性の向上を目的にしています。また、萬松園活用基本構想の主軸となっていることにもご留意ください。 空中回廊は、少し高い目線で散策することにより自然散策の幅を持たせることができ、デザインにより既存の風景を際立たせることを趣旨としております。 |

| | | | |
|----|-------------------|---|--|
| 20 | 公募設置等指針 P12、13 | 遊歩道は、既存の「あいうえお小径」を遊歩道の一部として活用してもよろしいでしょうか。その場合、空中回廊は遊歩道の全体ではなく必要最低限とします。 | No. 19の回答で記載した内容にご留意いただきご検討ください。 |
| 21 | 公募設置等指針 P12、13 | 展望台は、山頂に設けなくてもよろしいでしょうか。遊歩道の一部を展望台と兼ねたり、または別の場所に設けるなどしてもよろしいでしょうか。 | 萬松園再生エリアの中であればどこでも可能です。 |
| 22 | 公募設置等指針 P12、13 | 体験学習施設には、高速無線通信できる環境が求められていますが、子供対象の屋内遊戯施設での高速無線通信の利用はどのようなことを想定されているのでしょうか。または管理事務所内でのみの利用を想定しているのでしょうか。 | 体験学習施設では、子どもだけでなく保護者の利用も想定していますので、管理事務所と併せて無線通信できる環境としてください。 また、最新の規格による整備という意味で、「高速」と記載しています。 |
| 23 | 公募設置等指針 P12、13 | あいうえおの小径とさざえ堂をつなぐ園路は、計画敷地外の市道を再整備するという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。提案内容により担当課と協議を行います。 |
| 24 | 公募設置等指針 P13 | 公園の円滑な利用促進と敷地の有効利用のため、公募対象公園施設と特定公園施設の一体提案は可能ですか。（管理事務所+体験学習施設+公募対象施設） | 可能です。 |
| 25 | 公募設置等指針 P13 | No. 24の回答が不可の場合、将来公募対象公園施設部分の解体が可能となる仕様にする事で、一体利用計画することは可能ですか。 | － |
| 26 | 公募設置等指針 P13 | 空中回廊の最低限は特に無いと考えて宜しいでしょうか。また、既存の山道をそのまま活用し、空中回路は一部のみ設置する事で、宜しいでしょうか。 | 遊歩道（空中回廊）につきましては、幅員1.8m以上としており、高さの制限はありません。 既存山道の活用については、No. 19にご留意いただきご検討ください。 |
| 27 | 公募設置等指針 P13 | 調整池は、既存のため池を活用する形で、宜しいでしょうか。 | 既存の池を利用することや他に調整池を整備することも可能です。また、必要な容量・仕様については、石川県土木部河川課と協議が必要です。 |
| 28 | 公募設置等指針 P13 | 展望台に源水の源泉が可能となっていますが、月々の使用料等はかかるのでしょうか。 | 基本料金として、月10万円程度。それに加え、使用料金（水道料金程度）が発生します。特定公園施設で利用するのであれば、提示した指定管理の金額から支払って委託こととなります。なお、温泉利用にあたって指定管理費の増額はありません。 |
| 29 | 公募設置等指針 P13 | 遊歩道について木質系の素材とするとありますが、耐久性の高い合成木材でもよろしいでしょうか。 | 合成木材でもよいです。 |
| 30 | 公募設置等指針 P13 | 展望台について、足湯等は公募施設でしょうか、特定公園施設でしょうか。 | どちらでもご提案いただけます。 |

| | | | |
|----|----------------|---|---|
| 31 | 公募設置等指針 P13 | wifiは室内で繋がればよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 32 | 公募設置等指針 P13 | 「出入口から管理事務所までの移動等円滑化園路を確保し」とあり、管理事務所より上において、空中回廊はスロープでなくてもよいという理解でよいか。 | 空中回廊全てをスロープとする必要はありません。高低差により、やむを得ない場合は階段形状でもよいと考えます。 |
| 33 | 公募設置等指針 P13 | 空中回廊は頂上まで整備することが必須なのか。全体事業費に占める空中回廊の割合がかなり大きくなると思われ、また、既存のあいいうえおの小径と機能重複するのではないか。遊歩道の整備計画を考えていくうえで、遊歩道の目的や空中回廊とする趣旨を具体的に教えていただけないでしょうか。 | No. 19の回答と同様です。 |
| 34 | 公募設置等指針 P13 | 空中回廊の地上高の制約はあるか。それによって線形や工事費に影響するためご教示いただきたい。 | 制約はありません。 |
| 35 | 公募設置等指針 P13 | 第3回サウンディング型市場調査で「受注後に地盤調査を行ってもら。もし費用がかかるようならば補正をかける」とあるが、地盤調査の結果によっては整備費用が増えるということか。また、そうだとすれば、どのような結果のときに費用が増えるのか。 | スクリーウエイト貫入試験を事前に行っており、その結果を参考資料7として添付しました。その結果を考慮した事業費となっています。 |
| 36 | 公募設置等指針 P13 | 体験学習施設200㎡以上というのは、県内の類似施設に比べてかなり大きい印象であるが、管理事務所を含めて200㎡以上でもよいのか。 | 体験学習施設（トイレを含む）のみで、200㎡としてください。 |
| 37 | 公募設置等指針 P13 | 第3回サウンディング型市場調査で「駐車場を有料にしたほうが良い」という意見があり、料金収受に係る機器類は「特定公園施設として、市が整備する予定である」とある。記載のとおり、有料化して市が機器類を整備する前提でよいか。また「料金は条例により低い設定となる」とあるが、料金設定にあたっての具体的な制限はあるか。 | 料金収受に係る機器類は、特定公園施設として市の予算で整備できるという意味で捉えていただき、必ずしも有料化を前提にしたものではないとご認識ください。また、料金設定につきましては、No. 11の回答を参照ください。 |
| 38 | 公募設置等指針 P13 | 極力既存樹を伐採しないこととしているが、薬王院所有地以外の市所有地はその限りではないと考えてよいか（そうでないと整備できない）。 | お見込みのとおりです。 |
| 39 | 公募設置等指針 P14 | 工事内訳等の資料の提供について、民間の考えで算出した内訳書があれば数量調書、見積比較表等は必要ないと考えてよろしいでしょうか。 | 通常公共工事で積算を行うのに必要な資料を準備いただきます。よって、数量調書や見積り比較表、見積書は必要となります。 |
| 40 | 公募設置等指針 P14 | 看板・広告塔はデジタルサイネージに限らないという理解でよいか。 | お見込みのとおりです。 |

| | | | |
|----|----------------|--|--|
| 41 | 公募設置等指針 P15 | 樹木と草木の管理はどの範囲を見込むのでしょうか。 | 公園区域内全域となります。ただし、「参考資料9 別表1」の植栽管理に記載していますが、来園者の動線を考慮し、管理の頻度や質に強弱を設けることを想定しておりますので、来園者が不自由なよう利用できる範囲で、ご提案いただければと考えます。 |
| 42 | 公募設置等指針 P15 | 使用料とは何を指しているのでしょうか。 | 特定公園施設を利用する際の料金を想定しています。 |
| 43 | 公募設置等指針 P15 | 保守点検は事後的な法令改正に伴う、項目の増加、金額の増加は誰の負担でしょうか。 | 指定管理者と当市との協議により負担を決めます。 |
| 44 | 公募設置等指針 P15 | 維持管理に交換は含まれないと考えてよろしいでしょうか。 | 公募指針P15①施設の維持管理に関する業務「施設の維持管理に必要な消耗品の購入及び支払い」に該当するものについては指定管理者の負担となります。 |
| 45 | 公募設置等指針 P15 | 巡視・点検のタイミングは任意でしょうか。 | 任意となります。 |
| 46 | 公募設置等指針 P15 | 水光熱費等、現状から大幅な値上げがあったときは市の負担でしょうか。 | 想定外の事項については協議により負担を決めたいと考えます。 |
| 47 | 公募設置等指針 P15 | 利用料金の徴収方法は任意でよろしいでしょうか。 | 任意で結構ですが、利用状況の把握ができるようにしてください。 |
| 48 | 公募設置等指針 P15 | 平日、休日の在駐の人数の想定はどう考えていますか。 | 当市としては、平日休日共に2人を想定しています。ただし、来園者の方が不自由を感じない範囲で人数のご提案をいただければと思います。 |
| 49 | 公募設置等指針 P15 | 備品の維持管理について、参考資料9にあるように備品の管理までとし、故障した場合の入れ替えは別途と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 50 | 公募設置等指針 P16 | 施設簿修繕費10万円までは、協議の上、指定管理委託料から捻出する様になっていますが、10万円以上の施設修繕費は、市負担の指定管理委託料外で、別途支払われると考えて宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 51 | 公募設置等指針 P16 | 体験学習施設及び公園管理人が自主事業の事務を取り扱うことは問題ないという認識でよろしいでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 52 | 公募設置等指針 P16 | 自主事業について、必要な許可を得るとありますが、どのような許可があるのでしょうか。 | 自主事業を行うにあたり必要な許可等を想定しています。例えば飲食店を出店するための許可等です。 |
| 53 | 公募設置等指針 P16 | 修繕について、指定管理内で行う小規模修繕は小破と同じ理解で、交換は含まないと認識してよろしいでしょうか。 | No44の回答に同じ。 |

| | | | |
|----|--------------------|--|---|
| 54 | 公募設置等指針 P16 | 1件の定義とは工種や材料、工賃で分けることなく一つの事項としてそれに係る費用全てで10万位内の場合は事業者負担ということでしょうか。 | お見込みのとおり、1つの事象に対してその解消にかかる費用全てで10万円未満かどうか判断します。 |
| 55 | 公募設置等指針 P16 | 修繕について、第三者の故意によるものは故意者の負担でしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 56 | 公募設置等指針 P16 | 他に本市が管理上必要と認める業務というのは、事業者からの提案内容であって、指針で示されていない業務を市より要求されるということではないと考えてよろしいでしょうか。 | 現状想定されていない事項のことを指しておりますが、指定管理者と当市と協議した上で管理上必要と認める業務として決定いたします。 |
| 57 | 公募設置等指針 P16 | 指定管理業務として「公園利用者数の測定」について、その頻度と方法は任意でよろしいでしょうか。 | 任意で結構ですが、できる限りスマートシティの取り組みを参考とした方法を検討していただきたい。 |
| 58 | 公募設置等指針 P16 | 指定管理業務として「本市の環境方針・目標に沿った事業の実施」とあるが、具体的にはどのようなことを想定しているのか。 | 公募指針P1に記載する目的を果たす公園とするため、指定管理業務についてもその目的に沿った内容とするべきとして記載しました。 |
| 59 | 公募設置等指針 P19 | 認定計画提出者が破綻した場合とありますが、これは代表企業ではなく各業務を担当する企業が破綻した場合と考え、その場合は代表企業等が代替の事業を継承する企業を探し、市の承認を得るということでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 60 | 公募設置等指針 P28 | 物価上昇に伴う、負担費用の再計算などは協議とありますが、どのような基準か考えはありますでしょうか。 | 基準は定めていませんが、全国的に物価スライドが起き、国等も対応するような場合を想定しています。 |
| 61 | 公募設置等指針 P30 | リスク分担について、公募対象公園施設の運営会社が、やむを得ない事情により撤退した場合、事業者が公募対象公園施設の運営をやめることは可能ですか。そうなった場合、市へ公募対象公園施設を譲渡する事は可能ですか。 | 公募指針P30にも記載がある通り、まず別の民間事業者による事業を承継することをご検討ください。それでも継承する事業者が見つからなかった場合は、公募対象公園施設の運営をやめることは可能です。また、公募対象公園施設は撤去が原則ですが、市との協議が整えば、譲渡も可能です。 |
| 62 | 参考資料8 赤松林再生活動 | 赤松林再生活動として、火の使用、リヤカー移動、薪置場等の記載があるが、具体的にどのような要望があるのか。 | 参考資料8に記載がある内容が要望となっています。この内容について検討いただき、対応可能な範囲でご提案ください。 |
| 63 | 公募設置等指針 P13 | 展望台について、新設予定の展望台から見える眺望を検討する際、赤松林保全エリアの間伐も必要です。撤去も計画したいのですが、宜しいでしょうか。 | 赤松林保全エリアの間伐は可能と考えますが、実際に作業に入る際には、地権者の了承及び萬松園再生プロジェクト実行委員会との協議が必要となります。 |
| 64 | 公募設置等指針 P18、P27 | 公募対象公園施設について、設置許可の対象は認定計画提出者を対象とするとありますが、構成団体所属企業が許可を取得できると考えて宜しいでしょうか。 | 認定計画提出者がグループの場合、グループとして許可を取得していただきます。 |

| | | | |
|----|---|--|---|
| 65 | <p>公募設置等指針 P15、参考資料9 (仮称) 萬松園 公園指定管理業 務仕様書 別表 1</p> | <p>指定管理業務上限費13,500千円/年 について、内訳をご提示 ください。</p> | <p>提示金額は当市が想定する公園施設を管理する費用となっ ていますが、ご提案いただく公園計画により、管理内容及び費 用についても異なりますので、提示金額の範囲内で管理を行 える公園計画をご提案願います。 なお、指定管理業務の範囲については公募指針P15, 16及び参 考資料9に記載しております。</p> |
| 66 | <p>公募設置等指針 P27</p> | <p>契約形態についてグループで応募する場合、グループ構成企 業が市と個々に業務別に直接契約をすることは可能でしょう か。(例) 指定管理契約は指定管理企業、設計は設計業務企 業、建築は、建築企業と市が個々に直接契約</p> | <p>本公募は、設計、整備、管理が一体化したPark-PFIですの で、制度の趣旨からも契約を個別にすることは馴染まないた め、建設譲渡契約のみで行う予定です。よって、業務別に直 接契約をすることはできません。</p> |
| 67 | <p>公募設置等指針 P11</p> | <p>より快適な公園利用と山代温泉街との地域連携を深めるた め、本公園内にも足湯(無料)を計画することは可能でしょ うか。</p> | <p>可能です。ただし、No28の回答にもあるように温泉を利用す るにあたり、料金が発生します。</p> |
| 68 | <p>参考資料2 事業区域図</p> | <p>萬松園公園として都市公園設定されているエリアと事業区域 図にて設定されているエリアは同じと考えて宜しいでしょう か。</p> | <p>お見込みのとおりです。ただし、都市公園として告示するの は、公園整備後となります。</p> |